

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する
法律による子の返還に関する事件の手續等に関する最高裁判所
規則の要綱（案）

（前注1） 本資料は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号）を踏まえ、必要と考えられる規則事項を整理したものである。

（前注2） 以下の法・規則の引用・参照に当たっては、以下の略語を使用することがある。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 法

家事事件手続法	家事法
民事執行法	民執法
民事訴訟法	民訴法
非訟事件手続法	非訟法
人事訴訟法	人訴法
家事事件手続規則	家事規
民事執行規則	民執規
民事訴訟規則	民訴規
非訟事件手続規則	非訟規
人事訴訟規則	人訴規
民事保全規則	民保規
労働審判規則	労審規

目次

第1 子の返還に関する事件の手續

1 通則

2 子の返還申立事件の手續

（1）総則

ア 管轄

イ 裁判所職員の除斥，忌避及び回避

ウ 当事者能力及び手續行為能力

エ 参加

オ 手續代理人

カ 手續費用

キ 子の返還申立事件の審理等

（2）第一審裁判所における子の返還申立事件の手續

- ア 子の返還の申立て
- イ 子の返還申立事件の手續の期日
- ウ 事実の調査及び証拠調べ
- エ 裁判
- オ 裁判によらない子の返還申立事件の終了
- (3) 不服申立て
 - ア 終局決定に対する即時抗告
 - イ 終局決定に対する特別抗告
 - ウ 終局決定に対する許可抗告
 - エ 終局決定以外の裁判に対する不服申立て
- (4) 終局決定の変更
- (5) 再審
- 3 義務の履行状況の調査及び履行の勧告
- 4 出国禁止命令
- 第2 子の返還の執行手續に関する民事執行規則の特則
- 第3 家事事件の手續に関する特則
 - 1 子の返還申立事件に係る家事調停の手續等
 - 2 面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手續等に関する特則
- 第4 雑則

第1 子の返還に関する事件の手続

1 通則

(1) 当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項(家事規1, 民訴規2, 非訟規1参照)

申立書その他の当事者, 子の返還に関する事件の手続に参加した子(以下(1)において単に「手続に参加した子」という。)又は代理人が裁判所に提出すべき書面には, 次に掲げる事項を記載し, 当事者, 手続に参加した子又は代理人が記名押印するものとするものとする。

当事者及び手続に参加した子の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

手続代理人の郵便番号及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。において同じ。)

事件の表示

附属書類の表示

年月日

裁判所の表示

の規律にかかわらず, 当事者, 手続に参加した子又は代理人からその住所を記載したの書面が提出されているときは, 以後裁判所に提出するの書面については, これを記載することを要しないものとする。手続代理人からその郵便番号及び電話番号を記載したの書面が提出されているときも, 同様とするものとする。

(2) 裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出(家事規2, 民訴規3, 非訟規2参照)

裁判所に提出すべき書面は, 次に掲げるものを除き, ファクシミリを利用して送信することにより提出することができるものとする。

民事訴訟費用等に関する法律の規定により手数料を納付しなければならない申立てに係る書面

その提出により子の返還に関する事件の手続の開始, 続行, 停止又は完結をさせる書面(に該当する書面を除く。)

法定代理権, 子の返還に関する事件の手続における手続上の行為をするのに必要な授權又は手続代理人の権限を証明する書面その他の子の返還に関する事件の手続上重要な事項を証明する書面

特別抗告の抗告理由書又は法111条2項(法116条1項(法133条において準用する場合を含む。))及び133条において準用する場合を含む。)の申立てに係る理由書

ファクシミリを利用して書面が提出されたときは、裁判所が受信した時に、当該書面が裁判所に提出されたものとみなすものとする。

裁判所は、に規律する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができるものとする。

(3) 裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等（家事規3，民訴規3の2参照）

裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載されている情報の内容を記録した電磁的記録を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記載された情報を電磁的方法であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができるものとする。

裁判所は、申立書その他の書面を送付しようとするときその他必要があると認めるときは、当該書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができるものとする。

(4) 申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用（家事規5，民訴規1，4，5，非訟規4参照）

民事訴訟規則1条の規定は子の返還に関する事件の手續における申立てその他の申述の方式について、同規則4条の規定は子の返還に関する事件の手續における催告及び通知について、同規則5条の規定は子の返還に関する事件の手續における書類の記載の仕方について準用するものとする。

2 子の返還申立事件の手續

(1) 総則

ア 管轄

(ア) 移送の申立ての方式・法37条（家事規7，民訴規7，非訟規7参照）

移送の申立ては、子の返還申立事件の手續の期日においてする場合を除き、書面でしなければならないものとする。

の申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならないものとする。

(イ) 移送等における取扱い・法37条（家事規8，民訴規8，非訟規5参照）

家庭裁判所は、法37条2項又は4項の規定による移送の裁判をするときは、当事者及び子の返還申立事件の手續に参加した子（以下単に「手續に参加した子」という。）の意見を聴くことができるものとする。

家庭裁判所は、法37条3項の規定による裁判をするときは、当事者及び手続に参加した子の意見を聴かなければならないものとする。

(ウ)移送に関する民事訴訟規則の準用・法37条(家事規9,民訴規9,非訟規7参照)

民事訴訟規則9条の規定は、子の返還申立事件の移送の裁判について準用するものとする。

イ 裁判所職員の除斥,忌避及び回避

(ア)除斥又は忌避の申立ての方式等・法38条等(家事規10,民訴規10,非訟規8関係)

裁判官に対する除斥又は忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならないものとする。

の申立ては、子の返還申立事件の手続の期日においてする場合を除き、書面で行わなければならないものとする。

除斥又は忌避の原因は、申立てをした日から3日以内に疎明しなければならないものとする。法39条2項ただし書に規定する事実についても、同様とするものとする。

(イ)除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述・法40条(家事規11,民訴規11,非訟規9参照)

裁判官は、その除斥又は忌避の申立てについて意見を述べるものであるものとする。

(ウ)裁判官の回避(家事規12,民訴規12,非訟規10参照)

裁判官は、法38条1項又は39条1項に規定する場合には、監督権を有する裁判所の許可を得て、回避することができるものとする。

(エ)裁判所書記官の除斥等・法41条(家事規13,民訴規13,非訟規11参照)

裁判所書記官の除斥,忌避及び回避については、(ア)から(ウ)までの規律を準用するものとする。

(オ)家庭裁判所調査官の除斥及び回避・法42条(家事規14参照)

家庭裁判所調査官の除斥及び回避については、(ア)から(ウ)までの規律(忌避に関する部分を除く。)を準用するものとする。

ウ 当事者能力及び手続行為能力

(ア) 法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法43条（家事規15，16，民訴規14，15前段，17前段，非訟規12参照）

子の返還申立事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則14条の規定を，子の返還申立事件の手続における法定代理権及び手続上の行為をするのに必要な授權の証明については同規則15条前段の規定を，子の返還申立事件の手続における法定代理権の消滅の届出については同規則17条前段の規定を準用するものとする。

(イ) 法人の代表者等への準用・法46条（家事規17，民訴規18参照）

法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については，この規則中法定代理及び法定代理人に関する規律を準用するものとする。

エ 参加

(ア) 参加の申出の方式等・法47条等（家事規27，非訟規15参照）

法47条3項の書面には，子の返還申立事件の手続に参加する者が当事者となる資格を有する者であることを明らかにする資料を添付しなければならないものとする。

法47条1項の規定による参加の申出があった場合には，当該申出を却下する裁判があったときを除き，裁判所書記官は，その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならないものとする。

法47条2項の規定による参加の裁判があったときは，裁判所書記官は，その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならないものとする。

の規律は法48条1項の規定による参加の申出があった場合について，の規律は同条2項の規定による参加の裁判があった場合について準用するものとする。

(イ) 手続からの排除の通知・法49条（家事規28）

法49条1項の規定による排除の裁判があったときは，裁判所書記官は，その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならないものとする。

オ 手続代理人

手続代理人の代理権の証明等・法50条等（家事規18，民訴規23，非訟規16参照）

手続代理人の権限の証明及び消滅の通知については，民事訴訟規則 2 3 条の規定を準用するものとする。

カ 手続費用

（ア）手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法58条（家事規20，民訴規24～28，非訟規17参照）

民事訴訟規則第 1 編第 4 章第 1 節の規定は，子の返還申立事件の手続の費用の負担について準用するものとする。

（イ）手続上の救助の申立ての方式等・法59条（家事規21，民訴規30，非訟規18参照）

手続上の救助の申立ては，書面でしなければならないものとする。

手続上の救助の事由は，疎明しなければならないものとする。

キ 子の返還申立事件の審理等

（ア）受命裁判官の指定及び裁判所の囑託の手続（家事規36,45，民訴規31，非訟規23参照）

子の返還申立事件の手続における受命裁判官の指定及び裁判所がする囑託の手続については，民事訴訟規則 3 1 条の規定を準用するものとする。

（イ）期日調書の形式的記載事項・法61条（家事規31，民訴規66，非訟規19参照）

法 6 1 条の調書（以下「期日調書」という。）には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

事件の表示

裁判官及び裁判所書記官の氏名

出頭した当事者，手続に参加した子，代理人，補佐人，通訳人及びその他の関係人の氏名

期日の日時及び場所

期日調書には，裁判所書記官が記名押印し，裁判長が認印しなければならないものとする。

の場合において，裁判長に支障があるときは，陪席裁判官がその事由を付記して認印しなければならないものとする。裁判官に支障があるときは，裁判所書記官がその旨を記載すれば足りるものとする。

(ウ) 期日調書の実質的記載事項・法61条(家事規32,民訴規67,非訟規20参照)

期日調書には,手続の要領を記載し,特に,次に掲げる事項を明確にしなければならないものとする。

申立ての趣旨の変更,申立ての取下げ及び和解

証人,当事者本人及び鑑定人の陳述

証人,当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓をさせなかった理由

検証の結果

裁判長が記載を命じた事項及び当事者の請求により記載を許した事項

書面を作成しないでした裁判

の規律にかかわらず,子の返還申立事件の手続が裁判によらないで完結した場合には,裁判長の許可を得て,証人,当事者本人及び鑑定人の陳述並びに検証の結果の記載を省略することができるものとする。ただし,当事者が子の返還申立事件の手続の完結を知った日から1週間以内にその記載をすべき旨の申出をしたときは,この限りでないものとする。

期日調書には,手続の要領のほか,当事者及び手続に参加した子による書面の提出の予定その他手続の進行に関する事項を記載することができるものとする。

(エ) 期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法61条等(家事規33,民訴規68~77,非訟規21参照)

民事訴訟規則68条から77条までの規定は,子の返還申立事件の手続の期日及び期日調書について準用するものとする。

注 民訴規68条1項の「前条」は(ウ)を,77条の「法廷」は「子の返還申立事件の手続の期日」を意味することとなる。

(オ) 子の返還申立事件の記録の正本等の様式・法62条(家事規34,民訴規33,非訟規22参照)

子の返還申立事件の記録の正本,謄本又は抄本には,正本,謄本又は抄本であることを記載し,裁判所書記官が記名押印しなければならないものとする。

- (カ) 住所等表示部分の閲覧等又はその複製の許可の申立て・法62条
当事者が子の返還申立事件の記録中住所等表示部分（法62条4項に規定する住所等表示部分をいう。第3の2（3）において同じ。）の閲覧等（同条1項に規定する閲覧等をいう。（キ）において同じ。）又はその複製の許可の申立てをするとき、同条4項1号又は2号に該当することを明らかにする資料を提出しなければならないものとする。
- (キ) 子の返還申立事件の記録の閲覧等又はその複製の許可・法62条（家事規35，人訴規25，民訴規34 参照）
法62条3項又は6項の規定による許可の裁判においては、子の返還申立事件の記録中閲覧等又はその複製を許可する部分を特定しなければならないものとする。
- (ク) 受命裁判官又は受託裁判官の期日指定・法63条（家事規22，民訴規35，非訟規30参照）
受命裁判官又は受託裁判官が行う子の返還申立事件の手続の期日は、その裁判官が指定するものとする。
- (ケ) 期日変更の制限・法63条（家事規23，民訴規37，非訟規31参照）
子の返還申立事件の手続の期日の変更は、次に掲げる事由に基づいては、してはならないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでないものとする。
当事者又は手続に参加した子の1人につき手続代理人が数人ある場合において、その一部の代理人について変更の事由が生じたこと。
期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたこと。
- (コ) 裁判長等が定めた期間の伸縮・法63条（家事規24，民訴規38，非訟規32参照）
裁判長，受命裁判官又は受託裁判官が定めた期間の伸縮については、民事訴訟規則38条の規定を準用するものとする。
- (サ) 受継の申立ての方式等・法65条等（家事規29，民訴規51，非訟規33参照）
法65条1項又は3項の規定による受継の申立ては、書面でしなければならないものとする。
の書面には、子の返還申立事件の手続を受け継ぐ者が法令により手続を続行する資格のある者であることを明らかにする資料を添付しな

ればならないものとする。

法65条1項又は3項の規定による受継があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならないものとする。

及び の規律は法66条1項又は3項の規定による受継の申立てについて、 の規律は同条1項又は3項の規定による受継があった場合について準用するものとする。

注 において の規律を準用する場合には、「法令により手続を続行する資格のある者」は、「当該子の返還申立事件において申立人となることができる者又は相手方の死亡後に子を監護している者」を意味することとなる。

(シ) 当事者の死亡の届出・法66条(家事規30, 非訟規34参照)

当事者が死亡したときは、その手続代理人は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならないものとする。

(ス) 送達・法67条(家事規25, 民訴規39~47, 非訟規35参照)

送達については、民事訴訟規則第1編第5章第4節の規定(同規則41条2項及び47条の規定を除く。)を準用するものとする。

(セ) 書類の送付(家事規26, 民訴規47, 非訟規36参照)

直送(当事者又は手続に参加した子(以下(セ)及び(2)ウ(ウ)において「当事者等」という。)の他の当事者等に対する直接の送付をいう。以下(セ)及び(2)ウ(ウ)において同じ。)その他の送付は、送付すべき書類の写しの交付又はその書類のファクシミリを利用した送信によってするものとする。

裁判所が当事者等その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に関する事務は、裁判所書記官が取り扱うものとする。

裁判所が当事者等の提出に係る書類の他の当事者等への送付をしなければならない場合(送達をしなければならない場合を除く。)において、当事者等がその書類について直送をしたときは、その送付は、することを要しないものとする。

当事者等が直送をしなければならない書類について、直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは、当該当事者等は、裁判所に対し、当該書類の他の当事者等への送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出ることができるものとする。

(2) 第一審裁判所における子の返還申立事件の手続

ア 子の返還の申立て

(ア) 子の返還申立書の記載事項等・法70条等(家事規37,非訟規37,労審規9参照)

子の返還申立書には,申立ての趣旨及び子の返還申立事件の手続による旨を記載するほか,次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

法27条各号に掲げる事由

予想される争点及び当該争点に関連する重要な事実

に掲げる事由及び予想される争点ごとの証拠

返還を求める子について親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件(人事訴訟法32条1項に規定する附帯処分についての裁判及び同条3項の親権者の指定についての裁判に係る事件を含む。(ク)において同じ。)が係属している場合には,当該審判事件が係属している裁判所及び当該審判事件の表示

に掲げる事由及び予想される争点についての証拠書類があるときは,その写しを子の返還申立書に添付しなければならないものとする。

子の返還申立書には,相手方の数と同数の写しを添付しなければならないものとする。

家庭裁判所は,子の返還の申立てをした者に対し,及びの写しのほか,子の返還申立事件の手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(イ) 申立ての通知

子の返還の申立てがあったときは,裁判所書記官は,速やかに,その旨を外務大臣に通知しなければならないものとする。

(ウ) 子の返還申立書の補正の促し・法70条(家事規38,非訟規38参照)

裁判長は,子の返還申立書の記載について必要な補正を促す場合には,裁判所書記官に命じて行わせることができるものとする。

(エ) 子の返還申立書の却下の命令に対する即時抗告・法70条等(家事規39,非訟規39参照)

子の返還申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは,抗告状には,却下された子の返還申立書を添付しなければならないものとする。

(オ) 参考事項の聴取・法70条(家事規40, 非訟規40参照)

裁判長は, 子の返還の申立てがあったときは, 当事者から, 子の返還申立事件の手續の進行に関する意見その他手續の進行について参考とすべき事項の聴取をすることができるものとする。

裁判長は, の聴取をする場合には, 裁判所書記官に命じて行わせることができるものとする。

(カ) 申立ての変更の通知・法71条(家事規41, 非訟規41参照)

申立人が法71条1項の規定により申立ての趣旨を変更した場合には, 同条3項又は4項の規定による裁判があったときを除き, 裁判所書記官は, その旨を当事者及び手續に参加した子に通知しなければならないものとする。

(キ) 答弁書の提出期限(労審規14参照)

法72条1項の規定により子の返還申立書の写しが相手方に送付されるときは, 裁判長は, 答弁書の提出をすべき期限を定めなければならないものとする。

(ク) 答弁書の提出等(労審規16参照)

相手方は, (キ)の期限までに, 次に掲げる事項を記載した答弁書を提出しなければならないものとする。

申立ての趣旨に対する答弁

子の返還申立書に記載された事実に対する認否

法28条1項各号に掲げる事由であって答弁を理由付けるもの

予想される争点及び当該争点に関連する重要な事実

に掲げる事項及び予想される争点ごとの証拠

返還を求める子について親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件が係属している場合には, 当該審判事件が係属している裁判所及び当該審判事件の表示

に掲げる事項及び予想される争点についての証拠書類があるときは, その写しを答弁書に添付しなければならないものとする。

イ 子の返還申立事件の手續の期日

(ア) 音声の送受信による通話の方法による手續・法75条(家事規42, 非訟規42参照)

家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をする
ことができる方法によって子の返還申立事件の手続の期日における手続
(証拠調べを除く。)を行うときは、家庭裁判所又は受命裁判官は、通
話者及び通話先の場所の確認をしなければならないものとする。

の手続を行ったときは、その旨及び通話先の電話番号を子の返還申
立事件の記録上明らかにしなければならないものとする。この場合にお
いては、通話先の電話番号に加えてその場所を明らかにすることができる
ものとする。

- (イ) 手続代理人の陳述禁止等の通知・法76条(家事規43, 非訟規43参照)
手続代理人の陳述禁止等の通知については、民事訴訟規則65条の規定
を準用するものとする。

ウ 事実の調査及び証拠調べ

- (ア) 事実の調査・法77条等(家事規44参照)

事実の調査は、必要に応じ、事件の関係人の性格、経歴、生活状況、
財産状態及び家庭環境その他の環境等について、医学、心理学、社会学、
経済学その他の専門的知識を活用して行うように努めなければならない
ものとする。

事実の調査については、裁判所書記官は、その要旨を子の返還申立事
件の記録上明らかにしておかなければならないものとする。

- (イ) 審問の期日の通知・法85条(家事規48参照)

法85条2項の審問の期日は、当事者及び手続に参加した子に通知しな
ければならないものとする。ただし、その通知をすることにより事実の調
査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでないもの
とする。

- (ウ) 証拠調べ・法86条(家事規46, 民訴規99~151, 非訟規45参照)

子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則
第2編第3章第1節から第6節までの規定(同規則99条2項, 100
条, 101条, 121条及び139条の規定を除く。)を準用するもの
とする。

当事者等が において準用する民事訴訟規則99条1項の証拠の申出
を記載した書面を裁判所に提出する場合には、当該書面について直送を
しなければならないものとする。

裁判長は、必要があると認めるときは、の証拠調べの期日において家庭裁判所調査官又は医師である裁判所技官が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発することを許すことができるものとする。

エ 裁判

(ア) 終局決定の確定証明書等・法93条等（家事規49，非訟規46参照）

家庭裁判所の裁判所書記官は、法62条1項又は7項の規定による請求により、子の返還申立事件の記録に基づいて終局決定の確定についての証明書を交付するものとする。

子の返還申立事件がなお抗告審に係属中であるときは、の規律にかかわらず、当該子の返還申立事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、終局決定の確定した部分のみについての証明書を交付するものとする。

及びの規律は終局決定以外の裁判について準用するものとする。

(イ) 終局決定の確定の通知

終局決定が確定したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならないものとする。

(ウ) 終局決定の方式等・法94条等（家事規50，非訟規47参照）

終局決定の裁判書には、終局決定をした裁判官が記名押印しなければならないものとする。

合議体の構成員である裁判官が終局決定の裁判書に記名押印することに支障があるときは、他の裁判官が終局決定の裁判書にその事由を付記して記名押印しなければならないものとする。

終局決定の告知がされたときは、裁判所書記官は、その旨及び告知の方法を子の返還申立事件の記録上明らかにしなければならないものとする。

からまでの規律は、終局決定以外の裁判について準用するものとする。

(エ) 脱漏した手続費用の負担の裁判を求める申立て・法96条（家事規51，民訴規161，非訟規48参照）

手続費用の負担の裁判を脱漏した場合における手続費用の負担の裁判を求める申立てについては、民事訴訟規則161条の規定を準用するものとする。

オ 裁判によらない子の返還申立事件の終了

(ア) 裁判によらない子の返還申立事件の終了の通知

子の返還申立事件が裁判によらないで終了したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならないものとする。

(イ) 子の返還の申立ての取下げ等があった場合の取扱い・法99条等（家事規52，非訟規49参照）

子の返還の申立ての取下げがあった場合において、相手方の同意を要しないときは、裁判所書記官は、申立ての取下げがあった旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならないものとする。

子の返還の申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合において、相手方が申立ての取下げに同意したとき（法99条3項の規定により同意したものとみなされた場合を含む。）は、裁判所書記官は、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならないものとする。

法147条の規定により子の返還申立事件について申立ての取下げがあったものとみなされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を手続に参加した子（子の返還申立事件に係る家事調停の手続に参加したものを除く。）に通知しなければならないものとする。

(ウ) 和解・法100条（非訟規50参照）

子の返還申立事件における和解については、民事訴訟規則32条、163条及び164条の規定を準用するものとする。

当事者が裁判所において和解をしたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を手続に参加した子に通知しなければならないものとする。

(3) 不服申立て

ア 終局決定に対する即時抗告

(ア) 抗告状の記載事項等・法101条等

終局決定に対する即時抗告をするときは、抗告状には、原決定の取消し又は変更を求める事由を具体的に記載しなければならないものとする。

の抗告状には、原審における当事者及び手続に参加した子（抗告人を除く。）の数と同数の写しを添付しなければならないものとする。

(イ) 抗告裁判所への事件送付（家事規56，非訟規53参照）

終局決定に対する即時抗告があった場合には、原裁判所は、抗告却下の決定をしたときを除き、遅滞なく、事件を抗告裁判所に送付しなければならないものとする。

の規律による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、抗告裁判所の裁判所書記官に対し、子の返還申立事件の記録を送付してしなければならないものとする。

(ウ) 反論書（民訴規183参照）

裁判長は、原審における当事者（抗告人を除く。）に対し、相当の期間を定めて、抗告人が主張する原決定の取消し又は変更を求める事由に対する当該当事者の主張を記載した書面の提出を命ずることができるものとする。

(エ) 原審の終局決定の裁判書の引用・法106条（家事規59，非訟規57参照）

抗告審の終局決定の裁判書における理由の記載は、原審の終局決定の裁判書を引用してすることができるものとする。

(オ) 第一審の手続の規定及び民事訴訟規則の準用・法107条（家事規60，非訟規58参照）

終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、(2)の規律(ア(イ)，(エ)，(キ)，(ク)，オ(イ))の規律を除く。)を準用するものとする。

民事訴訟規則173条，177条及び185条の規定は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用するものとする。

注 民訴規173条3項及び177条2項の「相手方」は、「原審における当事者及び手続に参加した子」を意味することとなる。

イ 終局決定に対する特別抗告

(ア) 特別抗告をする場合における費用の予納・法108条等（家事規61参照）

特別抗告をするときは、抗告状の写しの送付に必要な費用のほか、抗告提起通知書の送達及び送付、抗告理由書の写しの送付、裁判の告知並びに抗告裁判所が子の返還申立事件又は抗告事件の記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならないものとする。

(イ) 特別抗告の抗告提起通知書の送達及び送付・法108条等（家事規62参照）

特別抗告があった場合には、原裁判所は、抗告状却下の命令又は法110条1項において準用する法103条3項の規定による抗告却下の決定があったときを除き、抗告提起通知書を、抗告人に送達するとともに、原審における当事者及び手続に参加した子（抗告人を除く。）に送付しなければならないものとする。

(ウ) 特別抗告の抗告理由書の提出期間・法108条等（家事規63参照）

特別抗告の抗告理由書の提出の期間は、抗告人が（イ）の規律による抗告提起通知書の送達を受けた日から14日とするものとする。

(エ) 特別抗告の理由を記載した書面の写しの添付・法108条等（家事規64参照）

特別抗告の理由を記載した書面には、原審における当事者及び手続に参加した子（抗告人を除く。）の数に6を加えた数の写しを添付しなければならないものとする。

(オ) 抗告裁判所への事件送付・法108条等（家事規65参照）

特別抗告があった場合には、原裁判所は、抗告状却下の命令又は抗告却下の決定があったときを除き、事件を抗告裁判所に送付しなければならないものとする。この場合において、原裁判所は、抗告人が特別抗告の理由中に示した子の返還申立事件の手続に関する事実の有無について意見を付することができるものとする。

の規律による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、抗告裁判所の裁判所書記官に対し、子の返還申立事件の記録を送付してしなければならないものとする。ただし、原裁判所が子の返還申立事件の記録を送付する必要がないと認めたときは、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りるものとする。

抗告裁判所の裁判所書記官は、の規律による子の返還申立事件又は抗告事件の記録の送付を受けたときは、速やかに、その旨を原審における当事者及び手続に参加した子に通知しなければならないものとする。

ただし書の規律により抗告事件の記録のみが送付された場合において、抗告裁判所がの子の返還申立事件の記録が必要であると認めたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならないものとする。

(カ) 特別抗告の抗告理由書の写しの送付・法108条等（家事規66参照）

抗告裁判所は、原裁判所から事件の送付を受けた場合には、特別抗告が不適法であるとき又は特別抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審における当事者及び手続に参加した子（抗告人を除く。）に対し、特別抗告の抗告理由書の写しを送付しなければならないものとする。

(キ) 執行停止の申立ての方式等・法109条（家事規67参照）

法109条1項ただし書の申立ては、書面でしなければならないものとする。

法109条1項ただし書の規定による裁判があったとき又はその裁判が効力を失ったときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならないものとする。

(ク) 差戻し等の通知

法110条2項において準用する民事訴訟法325条1項前段若しくは2項又は326条の規定による裁判があったときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならないものとする。

(ケ) 即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法110条（家事規68参照）

ア（ア）,（エ）,（オ）の規律は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用するものとする。

民事訴訟規則50条の2, 190条1項, 192条, 193条, 196条及び202条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用するものとする。

ウ 終局決定に対する許可抗告

即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法112条（家事規69参照）

ア（ア）及び（エ）からイ（ク）までの規律は、許可抗告及びその抗告審に関する手続について準用するものとする。

民事訴訟規則192条, 193条, 196条及び199条1項の規定は法111条2項の申立てについて、同規則200条の規定は法111条2項の規定による許可をする場合について、同規則50条の2及び第202条の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用するものとする。

エ 終局決定以外の裁判に対する不服申立て

(ア) 即時抗告の提起に係る記録の送付・法113条（家事規71, 非訟規69参照）

終局決定以外の裁判に対する即時抗告（の即時抗告を除く。）があ

った場合において，原裁判所が子の返還申立事件の記録を送付する必要がないと認めるときは，（ウ）において準用するア（イ）の規律にかかわらず，原裁判所の裁判所書記官は，抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りるものとする。

の規律により抗告事件の記録が送付された場合において，抗告裁判所がの子の返還申立事件の記録が必要であると認めるときは，抗告裁判所の裁判所書記官は，速やかに，その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならないものとする。

法62条11項の規定による即時抗告があったときは，（ウ）において準用するア（イ）の規律にかかわらず，原裁判所の裁判所書記官は，抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付するものとする。

の場合には，の記録に，抗告事件についての原裁判所の意見を記載した書面及び抗告事件の審理に参考となる資料を添付しなければならないものとする。

（イ）原裁判所の意見

終局決定以外の裁判に対する即時抗告があった場合において，抗告裁判所に事件を送付するときは，原裁判所は，抗告事件についての意見を付さなければならないものとする。

（ウ）終局決定に対する不服申立ての規定の準用・法116条（家事規72）

（2）の規律（ア（イ），（エ），（キ），（ク），エ（イ），オ（ア），（イ）の規律を除く。）及びアからウまでの規律（ア（ア），（オ）（これらの規律をイ（ケ）及びウにおいて準用するものとする場合を含む。），イ（エ），（カ），（キ）及び（ク）（これらの規律をウにおいて準用するものとする場合を含む。）の規律を除く。）は，特別の定めがある場合を除き，裁判所，裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する不服申立てについて準用するものとする。

（4）終局決定の変更

ア 終局決定の変更の手續・法117条

法117条1項の規定による終局決定の変更の申立書（からまでにおいて「終局決定の変更の申立書」という。）には，変更を求める終局決定の裁判書の写しを添付しなければならないものとする。

終局決定の変更の申立書に記載すべき終局決定の変更を求める理由は，具体的な事実を含むものでなければならないものとする。

に規律する具体的な事実についての証拠書類があるときは、その写しを終局決定の変更の申立書に添付しなければならないものとする。

終局決定の変更の申立書には、当事者（法117条1項の申立てをした者を除く。）及び手続に参加した子の数と同数の写しを添付しなければならないものとする。

からまでに規律するもののほか、法117条1項の規定による終局決定の変更の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規律を準用するものとする。

イ 法118条1項の申立て等・法118条

法118条1項の規定による申立てについては(3)イ(キ)の規律を、法118条1項の裁判又は当該裁判が効力を失った場合の通知については、(3)イ(キ)の規律を準用するものとする。

(5)再審

ア 再審の手続・法119条（家事規73，非訟規71参照）

再審の申立書には、不服の申立てに係る裁判書の写しを添付しなければならないものとする。

に規律するほか、再審の手続については、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規律を準用するものとする。

イ 法120条1項の申立て等・法120条

法120条1項の規定による申立てについては(3)イ(キ)の規律を、法120条1項の裁判又は当該裁判が効力を失った場合の通知については、(3)イ(キ)の規律を準用するものとする。

3 義務の履行状況の調査及び履行の勧告

義務の履行状況の調査及び履行の勧告の手続・法121条（家事規139参照）

法121条5項（同条7項において準用する場合を含む。以下において同じ。）の規定による許可があった場合における同条5項の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付の請求に関する事務は、裁判所書記官が取り扱うものとする。

2(1)キ(キ)の規律は、法121条1項（同条7項において準用する場合を含む。において同じ。）の規定による調査及び勧告の事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付について準用するものとする。

法121条1項の規定による調査及び勧告の手續については、その性質に反しない限り、2(1)の規律を準用するものとする。

4 出国禁止命令

(1) 申立ての趣旨の記載方法・法123条

法122条2項の規定による裁判の申立ての趣旨の記載は、提出を求める旅券をできる限り特定してしなければならないものとする。

(2) 出国禁止命令の申立ての取下げの通知・法123条

出国禁止命令の申立ての取下げ(出国禁止命令事件の相手方に対し、当該出国禁止命令事件が係属したことを通知し、又は出国禁止命令を告知するまでにされたものを除く。)があったときは、裁判所書記官は、その旨を当該出国禁止命令事件の当事者及び当該出国禁止命令事件の手續に参加した子に通知しなければならないものとする。

(3) 出国禁止命令の発効等の通知

出国禁止命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならないものとする。当該出国禁止命令の効力発生後に当該出国禁止命令の申立てが取り下げられたときも、同様とするものとする。

(4) 法128条1項の申立て等・法128条等

法128条1項(法129条3項において準用する場合を含む。以下(4)において同じ。)の規定による申立てについては2(3)イ(キ)の規律を、法128条1項の裁判又は当該裁判が効力を失った場合の通知については、2(3)イ(キ)の規律を準用するものとする。

(5) 出国禁止命令取消事件の手續・法129条

出国禁止命令取消事件の申立ての取下げについては、(2)の規律を準用するものとする。

出国禁止命令の取消しの裁判については、(3)前段の規律を準用するものとする。

民事保全規則27条1項の規定は、出国禁止命令取消事件の申立てについて準用するものとする。

注 の規律により、出国禁止命令取消事件の決定書における理由の要旨又は当事者及び法定代理人の記載は、出国禁止命令の決定書を引用することがで

きることとなる。

(6) 旅券提出の通知・法131条

外務大臣は、法122条2項の規定による裁判を受けた者から当該裁判に係る旅券の提出を受けたときは、その旨を出国禁止命令をした裁判所に通知しなければならないものとする。

(7) 子の返還申立事件の手續規定の準用・法133条

出国禁止命令事件及び出国禁止命令取消事件の手續については、特別の定めがある場合を除き、2(1)から(3)まで及び(5)の規律((2)ア(ア)、(イ)、(オ)、(キ)、(ク)、ウ(イ)、エ(イ)、オ(ア)及び(ウ)の規律を除く。)を準用するものとする。

第2 子の返還の執行手續に関する民事執行規則の特則

1 子の返還の強制執行の申立書の記載事項及び添付書類・法134条等

子の返還の強制執行(法134条1項に規定する子の返還の強制執行をいう。4及び8において同じ。)の申立書には、民事執行規則21条1号及び5号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

子の氏名及び生年月日

確定した子の返還を命ずる終局決定(確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有するものを含む。において同じ。)の表示

子の返還の代替執行(法135条1項に規定する子の返還の代替執行をいう。及び2において同じ。)を求めるときは、次に掲げる事項

a 返還実施者(法137条に規定する返還実施者をいう。以下同じ。)となるべき者の氏名及び住所

b 返還実施者となるべき者が債権者と異なるときは、返還実施者となるべき者と子との関係その他のその者を返還実施者として指定することの相当性に関する事項

c 子の住所

の申立書には、確定した子の返還を命ずる終局決定の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

子の生年月日を証する書類の写し

子の返還の代替執行を求めるときは、民事執行法172条1項の規定による決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書並びに b に規律する事項についての証拠書類の写し

2 解放実施の申立書の記載事項及び添付書類・法140条等

法140条1項又は2項に規定する子の監護を解くために必要な行為（以下「解放実施」という。）を求める申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
債権者又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

返還実施者の氏名，生年月日，性別及び住所並びに日本国内における居所及び連絡先

子の氏名，生年月日，性別及び住所

債務者の住居その他債務者の占有する場所において解放実施を求めるときは，当該場所

に規律する場所以外の場所において解放実施を求めるときは，当該場所，当該場所を占有する者の氏名又は名称及び当該場所において解放実施を行うことを相当とする理由

解放実施を希望する期間

の申立書には，子の返還の代替執行の手續における民事執行法171条1項の規定による決定（3において「子の返還の代替執行の決定」という。）の正本のほか，次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

子の生年月日を証する書類の写し

債務者及び子の写真その他のこれらの者を識別することができる資料
債務者及び子の生活状況に関する資料

3 子の返還の代替執行に関する通知

子の返還の代替執行の決定があったときは，裁判所書記官は，速やかに，その旨を外務大臣に通知しなければならないものとする。

解放実施の申立てがあったときは，執行官は，速やかに，その旨を外務大臣に通知しなければならないものとする。

4 解放実施に関する債権者等の協力等

執行官は，解放実施の申立てをした債権者及び返還実施者に対し，解放実施を行うべき期日の前後を問わず，債務者及び子の生活状況，解放実施の場所の状況，解放実施の実現の見込み，子を常居所地国に返還する時期及び方法等についての情報並びに返還実施者を識別することができる情報の提供その他の手續の円滑な進行のために必要な協力を求めることができるものとする。

執行官は，解放実施の場所における外務大臣の立会いの方法その他の手續の

円滑な進行のために必要な事項について，あらかじめ外務大臣と協議することができるものとする。

子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所（抗告裁判所が子の返還を命ずる終局決定をした場合にあっては，第一審裁判所である家庭裁判所をいう。において同じ。）又は子の返還の強制執行をした裁判所は，解放実施に関し，執行官に対し，子の返還申立事件又は子の返還の強制執行に係る事件に関する情報の提供その他の必要な協力をすることができるものとする。

子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所は，の規律による協力をするに際し，必要があると認めるときは，法79条1項に規定する事実の調査をした家庭裁判所調査官及び法81条1項に規定する診断をした裁判所技官に意見を述べさせることができるものとする。

及びの規律は，和解若しくは調停において当事者間に子の返還の合意が成立し，これを調書に記載した場合又は法145条4項に規定する調停に代わる審判において子の返還を命じた場合について準用するものとする。

からまでの規律により執行官が職務上作成する書類については，閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができないものとする。

5 子の返還の実施の要件等

返還実施者は，法141条1項に規定する行為をする権限を第三者に委任することができないものとする。

解放実施は，返還実施者が解放実施の場所に出頭したときに限り，行うことができるものとする。

返還実施者は，執行官が解放実施によって子の監護を解いたときに限り，法141条1項に規定する行為をすることができるものとする。

6 解放実施の目的を達することができない場合の解放実施に係る事件の終了

次に掲げる場合には，執行官は，解放実施の目的を達することができないことを理由として，解放実施に係る事件を終了させることができるものとする。

解放実施の場所において債務者又は子に会わないとき

解放実施の場所において債務者及び子に会ったにもかかわらず，子の監護を解くことができないとき

返還実施者が法140条6項の規定による指示に従わないことその他の事情により，執行官が円滑に解放実施を行うことができないおそれがあるとき

7 解放実施に係る調書の記載事項

解放実施を行ったときに作成すべき調書には，民事執行規則13条4項1号に

において準用する同条1項1号及び3号から8号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

解放実施の場所及び当該場所が債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所であり、当該場所における解放実施を相当と認めた場合には、その事由
子の表示

8 執行事件の記録の正本等の様式及び閲覧等・法143条

子の返還の強制執行に係る事件の記録の正本，謄本又は抄本の様式及び当該事件の記録の閲覧，謄写若しくは複製又はその正本，謄本若しくは抄本の交付については，第1の2(1)キ(オ)から(キ)までの規律を準用するものとする。

第3 家事事件の手續に関する特則

1 子の返還申立事件に係る家事調停の手續等

子の返還の申立ての取下げの擬制の通知・法147条

法147条の規定により子の返還申立事件について申立ての取下げがあったものとみなされたときは，裁判所書記官は，遅滞なく，その旨を当該子の返還申立事件が係属していた裁判所に通知しなければならないものとする。

2 面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手續等に関する特則

(1) 申立書の記載事項の特則

法6条1項に規定する外国返還援助の決定若しくは法17条1項に規定する日本国面会交流援助の決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が，子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は家事調停の申立てをするときは，当該家事審判又は家事調停の申立書に当該各決定を受けた旨又は子の返還の申立てをした旨を記載しなければならないものとする。

(2) 申立て等の通知

(1)の家事審判又は家事調停の申立てがあったときは，裁判所書記官は，速やかに，その旨を外務大臣に通知しなければならないものとする。当該申立てに係る家事調停事件又は家事審判事件が終了したときも，同様とするものとする。

(3) 住所等表示部分の閲覧等に関する規定の準用・法149条

子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判

の申立てに係る事件の記録中の住所等表示部分に関する家事事件手続法47条3項の許可の申立てについては、第1の2(1)キ(力)の規律を準用するものとする。

子との面会その他の交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に法5条4項(2号に係る部分に限る。)の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載され、又は記録されたものがある場合における当該事件の記録の正本、謄本又は抄本の様式及び当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付については、第1の2(1)キ(オ)から(キ)までの規律を準用するものとする。

第4 雑則

1 審理の状況についての説明の求めの方式・法151条

法151条の規定による説明の求めは、書面でしなければならないものとする。

2 本案事件が係属する裁判所に対する通知・法152条

子の返還申立事件が係属する裁判所の裁判所書記官は、遅滞なく、子の返還申立事件が係属した旨を当該子の返還申立事件に係る子についての親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件(人事訴訟法32条1項に規定する附帯処分についての裁判及び同条3項の親権者の指定についての裁判に係る事件を含む。)が係属する裁判所(当該子の返還申立事件の記録上判明しているものに限る。において「本案事件が係属する裁判所」という。)に通知しなければならないものとする。

子の返還申立事件が終了したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を本案事件が係属する裁判所に通知しなければならないものとする。